

## 多賀城市子ども・子育て会議の役割等

市町村は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、子ども・子育て施策に関する事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとなっています。

本市の子どもに関する施策全般についての必要な事項を調査審議する附属機関として、多賀城市子ども・子育て会議を設置します。

## 所掌事務

多賀城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の所掌事務は、次のとおりです。

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）の利用定員の設定への意見の申出
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）の利用定員の設定への申出
- (3) 本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議

## 委員

## 構成（20名以内）

- 学識経験者
- 子育て関係事業従事者  
幼稚園関係者、私立保育所関係者、認可外保育所関係者、小学校関係者、中学校関係者
- 子育て支援活動団体関係者
- 子育て当事者
- 事業主・労働者の代表者
- その他市長が必要と認める者

※この中から会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

## 任期

2年（再任を妨げない。）

## 身分

特別職の非常勤職員

## 報酬

日額7,800円

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表最下段の項を適用）